



平成19年3月2日

問い合わせ先
九州運輸局海上安全環境部
運航労務監理官
担当：脇坂^{わきさか}、筑網^{ちくあみ}、樋口^{ひぐち}
092-472-3181

マルエーフェリー（株）に対する安全確保命令の発出について

平成19年2月9日午前10時頃種子島沖で「フェリーたかちほ」と漁船「幸吉丸」が衝突し、3名の船員等が長時間に亘って漂流するという事故が発生したことについて、2月15日からマルエーフェリー（株）に対して特別監査を実施したところ、安全管理上の問題点が認められたため、本日、同社に対して内航海運業法第25条に基づき下記事項の命令書を交付した。

記

1. 常時複数者による航海当直を徹底するとともに、運航管理者が主体となって運航管理を実施する等、船舶の運航管理体制の再構築を図ること。また、これに当たっては、以下の措置を講じること。

①航海当直の実施体制、業務内容、当直実施時の遵守事項等を明確化した航海当直の実施に関する具体的な規則等を策定して、船舶運航要員に周知徹底すること。

②航海当直に入る当直者及びその当直状況については、船長をはじめとする船舶運航要員だけでなく、安全統括管理者及び運航管理者等も常時把握できるよう措置を講じること。

③当分の間、陸上の運航管理員等が定期的に船舶に乗船し、航海当直体制の確認を行うこと。

2. 船舶運航要員に対し安全管理規程の内容の周知徹底を図ること。

3. 経営トップから現場まで一体となった安全管理体制を確立すること。

以上

News Release



国土交通省九州運輸局
